

### ③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺では、大規模な開発計画は確認されていない。

### (3) 水域利用

揚水設備等が設置された井戸は、調査対象区域内に 14 本あり、取水深さは 25～621m の範囲である。

参考) 名古屋市環境局への聞き取り調査

### (4) 交 通

#### ① 交通網の状況

鉄道については、図 1-4-8 に示すとおりである。調査対象区域には、地下鉄の東山線、鶴舞線及び桜通線が通っている。事業予定地は、地下鉄伏見駅の南西側に位置している。

バス路線については、図 1-4-9 に示すとおりである。調査対象区域には、市バス、名鉄バス、JR 東海バス及び三重交通バスが通っている。

主要な道路網については、図 1-4-10 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速 1 号、一般国道の 19 号、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、一般市道の錦通線、長畠内田橋線、本町線及び矢場町線が通っている。

出典) 「中京圏鉄道網図」(愛知県、平成 24 年)  
「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)  
「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)  
「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)  
「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)  
「ゼンリン住宅地図 名古屋市中区」(ゼンリン)  
「名古屋市交通量図 (平成 22 年度)」(名古屋市ホームページ)



図 1-4-8 鉄道網図



図 1-4-9 バス路線図



図 1-4-10 主要道路網図

## ② 道路交通状況

事業予定地周辺における7~19時の12時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表1-4-5、図1-4-11及び図1-4-12に示すとおりである。

調査対象区域における自動車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（No.③）が最も多く、平日で約39,000台/12時間、休日で約32,000台/12時間である。

調査対象区域における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋長久手線（No.②）が最も多く、平日で約14,000人/12時間、休日で約9,000人/12時間である。

調査対象区域における自転車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（No.③）が最も多く、平日で約4,000台/12時間、休日で約2,600台/12時間である。

出典)「平成22年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ホームページ)

表1-4-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)
主要県道	①	名古屋津島線	中区丸の内一丁目	26,390 (17,769)	6,687 (1,667)	1,782 (837)
	②	名古屋長久手線	中区栄一丁目	20,393 (16,151)	14,277 (8,971)	3,664 (1,947)
一般市道	③	矢場町線	中区大須二丁目	38,863 (32,470)	1,420 (1,997)	3,970 (2,610)
	④	長畠内田橋線	中区栄一丁目	6,288 (-)	1,731 (-)	888 (-)
	⑤	本町線	中区栄三丁目	10,727 (-)	2,174 (-)	1,621 (-)
都市高速道路	⑥	高速1号	中区大須二丁目	14,648 (12,044)	-	-

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段( )内は休日を示す。



図 1-4-11 自動車断面交通量



図 1-4-12 歩行者及び自転車断面交通量

### ③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 23 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、地下鉄伏見駅が約 1,500 万人、地下鉄丸の内駅が約 540 万人である。

出典)「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 25 年)

表 1-4-6 駅別乗車人員

単位:人/年

地 下 鉄	
伏見駅	丸の内駅
14,716,119	5,430,520

### (5) 地域社会等

#### ① 学校、病院、コミュニティ施設等

調査対象区域には、図 1-4-13 に示すとおり、小学校が 2 箇所、専修学校が 1 箇所、文化施設が 7 箇所、病院が 1 箇所、商店街が 9 箇所及び地下街が 1 箇所ある。なお、文化施設のうち、平成 23 年度における名古屋市科学館及び名古屋市美術館の入込客数は、それぞれ 1,531,854 人並びに 309,872 人である。

また、調査対象区域には、図 1-4-14 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典)「病院名簿（平成 24 年 10 月 1 日現在）」(愛知県ホームページ)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「平成 24 年度版 社会福祉施設等名簿」(愛知県, 平成 24 年)

「なごやの健康福祉 2012」(名古屋市ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「地域商業データの提供」(名古屋市ホームページ)

「NAGOYA ライフ（データで見る名古屋のくらし）」(名古屋市ホームページ)



図 1-4-13 学校、病院、コミュニティ施設等位置図

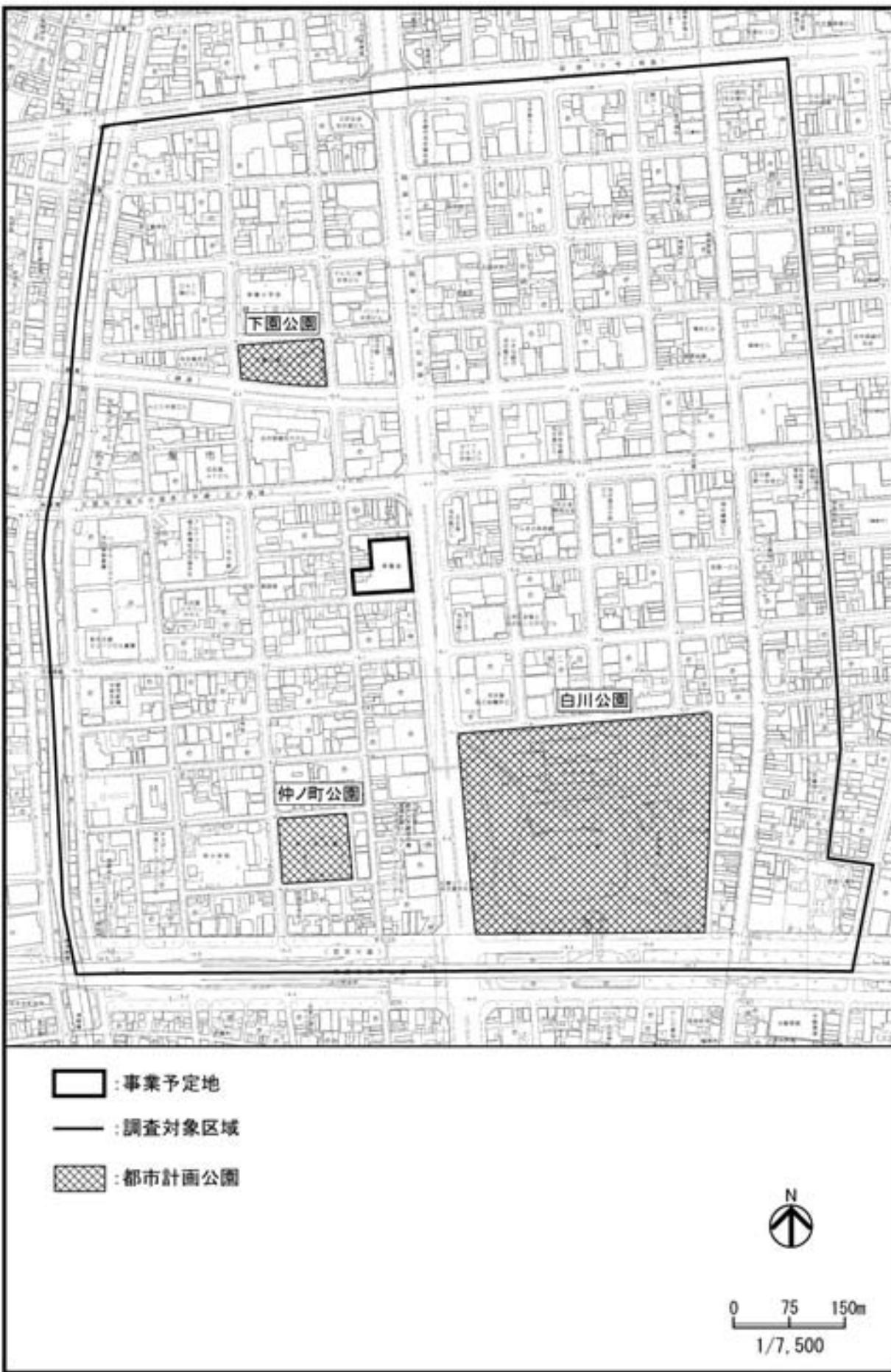


図 1-4-14 都市計画公園位置図

## ② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により規定された国登録文化財として、旧加藤商会ビルの 1 件がある。なお、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財はない。

出典) 「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

## ③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 24 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率<sup>注)</sup>は 99.0%（平成 24 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典) 「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市、平成 25 年)

## ④ 廃棄物等

名古屋市における平成 23 年度のごみ収集搬入量は 621,368 トンで、前年度と比べ約 0.1% 減少している。

平成 23 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 1-4-7 に示すとおりである。

中区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源収集については、名古屋市とほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）の割合は名古屋市よりも高くなっている。

出典) 「事業概要（平成 24 年度資料編）」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-7 ゴミ及び資源収集量（平成 23 年度）

単位:トン

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合計
名古屋市	390,649 (79.1%)	21,860 (4.4%)	8,120 (1.6%)	1,800 (0.4%)	71,491 (14.5%)	493,920 (100.0%)
中 区	15,757 (79.1%)	806 (4.0%)	245 (1.2%)	355 (1.8%)	2,750 (13.8%)	19,913 (100.0%)

注) ( )内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料2-1（資料編p.26）参照）

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料2-2（資料編p.28）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料2-3（資料編p.29）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壤汚染（資料2-4（資料編p.36）参照）

「環境基本法」に基づき、土壤の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料2-5（資料編p.37）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(ア) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料2-6（資料編p.38）参照）

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

#### (ウ) 振動 (資料2-7 (資料編 p.42) 参照)

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第16条第1項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

#### (イ) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の22物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする13物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め4物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成15年名古屋市告示第412号)を定めている。

#### (オ) 水質

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づき特定事業場からの排出水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

#### (カ) 地盤 (資料2-8 (資料編 p.45) 参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が78cm<sup>2</sup>を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中区には、同法に基づく規制はなされていない。

#### (イ) 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

大規模な土地（3,000m<sup>2</sup>以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、特定有害物質等取扱事業者が、その設置している工場等の敷地において、500m<sup>2</sup>以上の土地の改変（掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更）をしようとするときは、「名古屋市環境保全条例」に基づき、土壤及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、事業予定地は、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域、「名古屋市環境保全条例」に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域に指定されていない。

#### (カ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

#### (ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

#### (コ) 日 照（資料 2－9（資料編 p. 46）参照）

事業予定地北側の用途地域は商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

#### (サ) 緑 化（資料 2－10（資料編 p. 49）参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

## (シ) 地球温暖化

### ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000 m<sup>2</sup> を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

### イ) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kℓ 以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

## ② 廃棄物関係法令

### ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

### イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省、平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター、平成 23 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

なお、事業予定地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域に指定されていない。

### **③ 自然環境関係法令**

#### **ア 自然公園地域の指定状況**

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

#### **イ 自然環境保全地域の指定状況**

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

#### **ウ 緑地保全地域の指定状況**

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

#### **エ 鳥獣保護区等の指定状況**

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

### **④ 防災関係法令**

#### **ア 砂防指定地の指定状況**

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

#### **イ 地すべり防止区域の指定状況**

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

#### **ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況**

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

#### **エ 災害危険区域の指定状況**

調査対象区域には、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

#### **オ 防火地域及び準防火地域の指定状況**

調査対象区域は、図 1-4-15 に示すとおり、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域に指定されている。



図 1-4-15 防火地域及び準防火地域指定状況図

## (7) 環境保全に関する計画等

### ① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

### ② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

### ③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、図 1-4-16 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

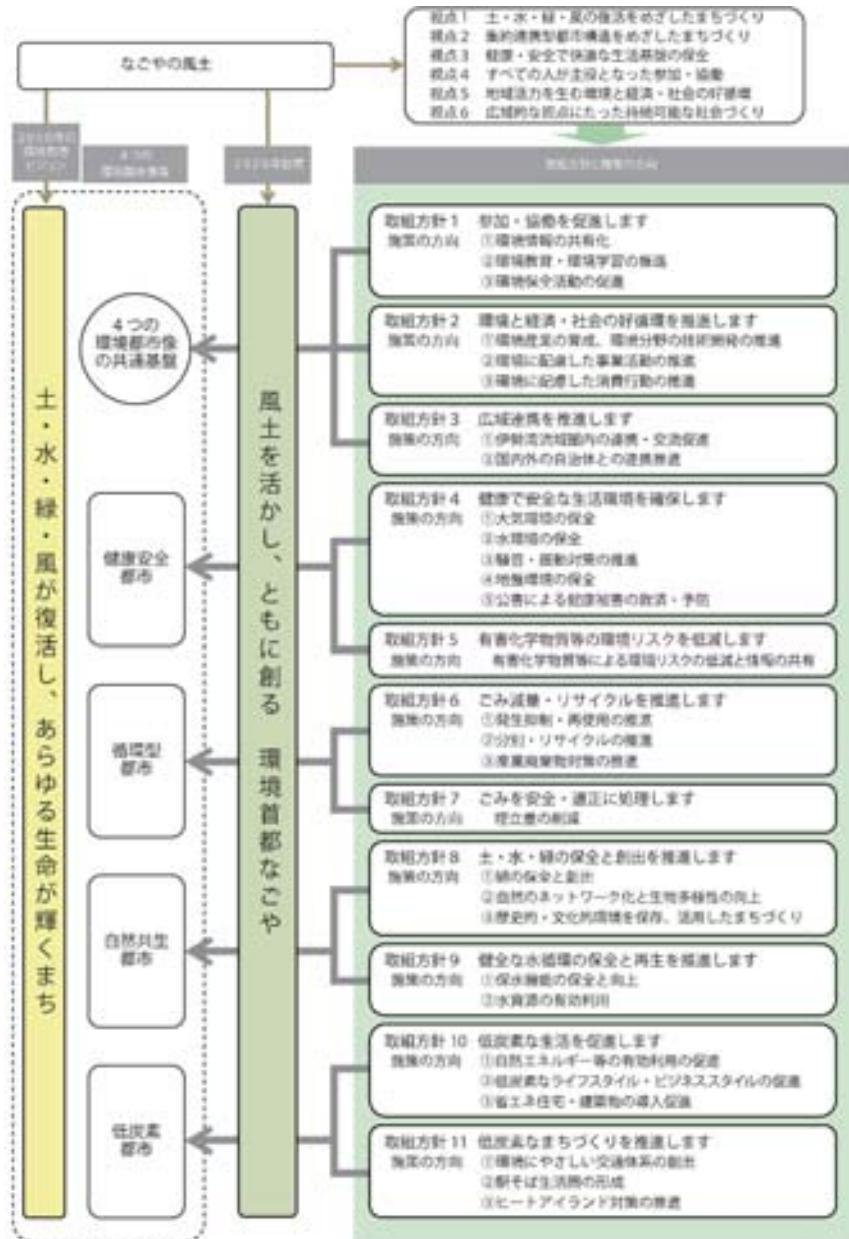


図1-4-16 第3次名古屋市環境基本計画の施策の体系

#### ④ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成19年2月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成21年3月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050年を目指して、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや2012年までに行うことまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

## **⑤ 低炭素都市 2050 なごや戦略**

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25% 削減を提示している。

## **⑥ 生物多様性 2050 なごや戦略**

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略を目指している。

## **⑦ 低炭素都市なごや戦略実行計画**

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現するまでの最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

## **⑧ ごみ減量化・再資源化行動計画**

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。